

これまでの取組に係る県民へのアンケート結果について

これまでの取組に係る県民へのアンケートについて

1 目的

森林環境税によるこれまでの取組に対する県民の意見を把握するために実施

2 実施時期

平成 28 年 10 月 8 日（土）～11 月 27 日（日）

3 実施方法

- ・秋のイベントシーズンに当たって、各種イベントで一般県民に対して実施
- ・その他、県総合庁舎等で来庁者に対して実施

4 実施数

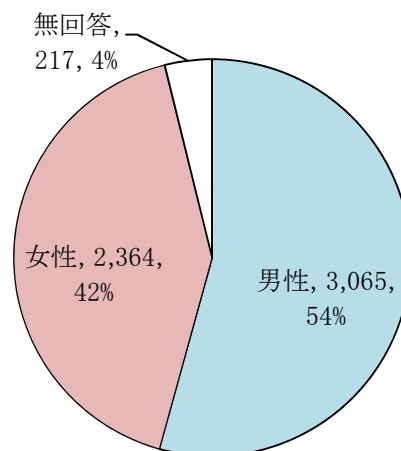
一般 県民				林業 関係者			合計
	イベント	県総合庁舎 市町村庁舎	その他		市町村 職員	林業事業体 職員	
4,073	3,255	317	501	1,573	1,117	456	5,646

5 アンケート結果

Q1 性別、年齢、お住まいの地域について

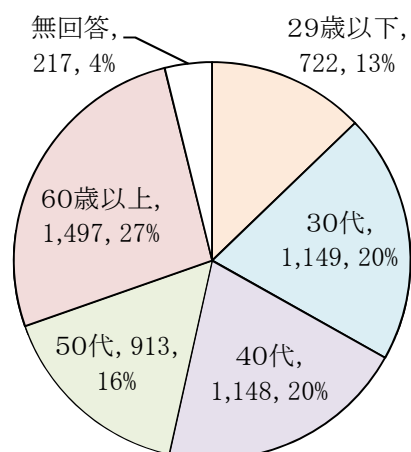
(1) 性別

男性	3,065
女性	2,364
無回答	217
計	5,646



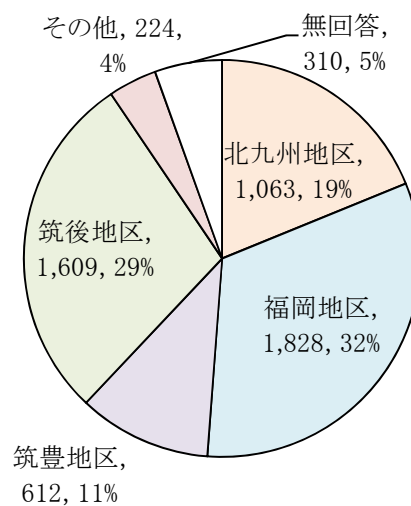
(2) 年齢

29歳以下	722
30代	1,149
40代	1,148
50代	913
60歳以上	1,497
無回答	217
計	5,646



(3) お住まいの地域

北九州地区	1,063
福岡地区	1,828
筑豊地区	612
筑後地区	1,609
その他	224
無回答	310
計	5,646




Q2 森林環境税による「荒廃した森林を再生する取組」について


[取組1] 荒廃した森林を再生する取組

<事業内容>
 現地調査で荒廃森林を特定し、間伐等の手入れを行うことで、荒廃森林を再生し公益的機能を回復させる取組(事業期間:H20~H29年度の10年間)。また、海岸防風林である松林の被害対策も実施(事業期間:H25~H29年度の5年間)。

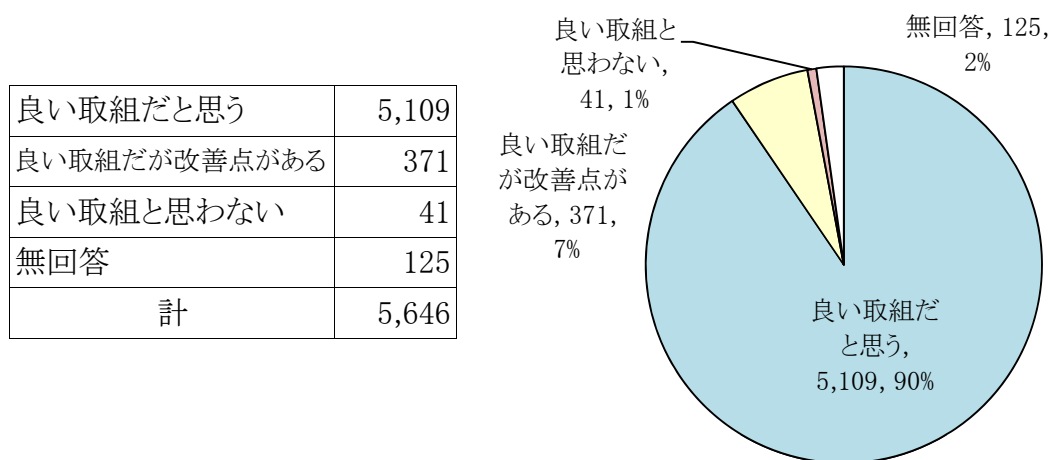
<実績>
 平成20~27年度の8年間で約21,022ha(ヤブオクドーム約3,000個分)の森林を再生。平成29年度までに、特定した荒廃森林約29,900haの再生が概ね完了する見込み。松林の被害は平成24年度のピーク時の1/3まで減少。



<整備前>



<整備後>



【改善点についての主な意見】

- ・県民全員に、取組の内容や、再生した効果などの周知が必要
- ・荒廃森林が発生しないよう、林業への支援が必要
- ・対象地を広げたり、事業期間を延ばして、間伐を進めて欲しい
- ・森林だけでなく、放置竹林対策が必要
- ・協定の内容が厳しく、森林所有者の理解が得られない
- ・花粉症対策や、河川浄化など、広く環境面からの施策を実施して欲しい
- ・所有者不明等の森林で、間伐できる環境が必要

【良い取組と思わない主な理由】

- ・個人所有の財産に、税金を投入しているため
- ・森林を所有している人だけが、恩恵を受けるから
- ・森林が良くなっているのか、伝わってこない
- ・伐った木材を活用していない
- ・スギ、ヒノキではなく、昔の森に戻す取り組みに税を使って欲しい

Q3 森林環境税による「森林を「県民共有の財産」として守り育てる取組」について

[取組2] 森林を「県民共有の財産」として守り育てる取組

<事業内容>

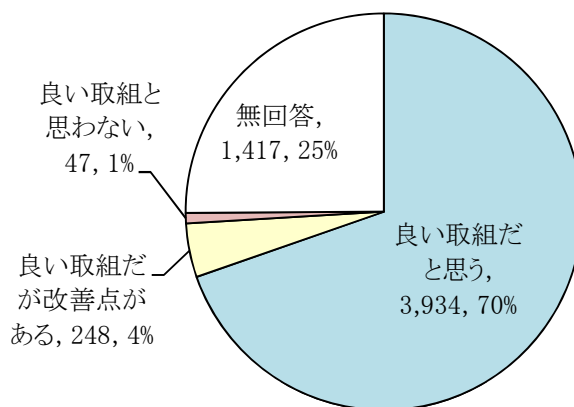
ボランティア等が行う森林づくり活動(森林の整備や里山の保全等)への支援や、森林インストラクターによる小学生を対象とした森林環境教育の実施、森林の重要性や税事業の必要性や効果等の情報発信により、森林を「県民共有の財産」として、社会全体で守り育てる気運を高める取組。(事業期間:H20~H29 年度の10年間)



<実績>

平成20~27年度の8年間で、森林づくり活動に延べ93,000人(森林環境税導入前の約3倍)が参加。また、3,700人を超える児童が森林環境教育を受講。

良い取組だと思う	3,934
良い取組だが改善点がある	248
良い取組と思わない	47
無回答	1,417
計	5,646



【改善点についての主な意見】

- ・情報が少なく、まだ一部の人しか参加できないと思う。
- ・プログラムを増やすなどの工夫により、森林教育の受講者を増やすべき
小学生に限らず、中高生、大人への教育も必要
- ・普段から、森林や木に触れあう機会を増やすことが必要

【良い取組と思わない主な理由】

- ・ボランティアの支援よりも、取組1(荒廃森林の再生)を進めるべき
- ・税導入前も参加者はあったのに参加者数が3倍になったことにどのような意味があるのか、目に見える結果が分からない
- ・取組みを児童だけでなく、中学生、高校生、そしてボランティア団体、敬老会へと広げたらよい。規模が小さい。

Q4 森林環境税の負担額について

森林環境税の導入時に検討した結果、森林の有する公益的機能の恩恵はすべての県民が享受していることから、県民に広く公平に森林環境税の負担を求めることが適当とされ、その税額として、「**個人：年額 500 円、法人：年額 1,000 円～40,000 円（法人県民税均等割額の 5%）**」を負担していただいております。

[森林環境税が導入されている全国 37 府県の課税状況]

<個人>

300 円(1府) 400 円(1県) 500 円(20 県)
 600 円(1府) 700 円(3 県) 800 円(3 県)
 1,000 円(6 県) 1,200 円(1 県)
 300 円+所得割 0.025% (1 県)

<法人>

なし(3 府県) 500 円(1 県)
5%(19 県) 7%(3 県) 8%(1 県)
 10%(9 県) 11%(1 県)

安い	554
適当である	3,673
高い	301
分からない	997
無回答	121
計	5,646

